



司法改革 NOW

「弁護士報酬敗訴者負担法案」は なぜ廃案となったのか?…ポイントはこれ!

「敗訴者負担法案」は、昨年12月3日の衆議院法務委員会で廃案となった。政府提出の法案が国会の解散を待たずに廃案となるのは、極めて異例である。12月11日に開かれた市民団体の集会では、「1958年の警察官職務執行法案の廃案以来の快挙である。日弁連よくやった」と、弁護士会は感謝された。

◇ ◇ ◇

今回の廃案の要因は、次のところにあると思う。

- ①日弁連が、2002年9月に本林徹会長（2004年4月から梶谷剛会長）を本部長とする対策本部を立ち上げ、両面的敗訴者負担制度の導入に強い反対姿勢を示したこと。

2003年および昨年と、2年連続して全ての単位会、ブロック連合会が反対の決議・声明を上げた。東弁が会議室を対策本部事務所として無償で提供したことも大きかった。

- ②弁護士会と市民団体が、各団体の性格の違いを尊重しつつ、連携して全力で運動したこと。

日弁連のパレードに市民が参加したのは、日弁連史上初めて。

運動のスローガンの違いも、団体の性格に照らすと、それぞれの確であった。弁護士会は、私的契約上の敗訴者負担条項の弊害解消が最重要とし、与党の国会議員やマスコミを説得する上でも、ストレートに「廃案」を主張するのではなく、法案の中味の問題点を訴え、法案の手直しを要請した。市民団体は、運動のわかりやすさを第一にして、「廃案」一本ですすんだ。

- ③「合意による敗訴者負担制」の出方があまりにも唐突で便宜的であり、司法アクセス検討会の

従前の議論との整合性を欠き、市民の意見を聴くという手続も踏んでいなかったこと。

- ④特に弁護士出身の国会議員が、与・野党を問わず、この制度の問題点（私的契約上の敗訴者負担条項の弊害）を早期に理解し、与党内にも法案の抜本的修正に向けた動きが出たこと。

- ⑤マスコミの報道が、特に昨年10月に入ってから、法案の問題性を指摘し、日弁連の意見に賛同する方向に変わってきたこと。

- ⑥司法制度改革推進本部が昨年11月末で設置期限終了となり、次の通常国会に継続した場合に法案を所管することになる法務省が、法案の手直しに向けた調整の困難性（経団連などの反対）から、継続審議に消極になったこと。

◇ ◇ ◇

今回は、私的契約上の敗訴者負担条項を無効にするという、民法の実質改正までは実現しなかった。しかし、この廃案は、たとえ当事者双方に弁護士がついて裁判所で合意した場合でさえ敗訴者負担にはしないと、政府・国会が決めたことを意味し、今後の個別事件処理に大きな影響を与えるであろう。

市民に利用しやすい民事司法という視点からみると、わが国の諸制度は著しく立ち遅れている。法律扶助、証拠開示、団体訴権の抜本的拡充・創設、弱者に有利な片面的敗訴者負担制度の導入こそ、早急に実現すべきである。

（日弁連弁護士報酬敗訴者負担問題対策本部
事務局長 斎藤 義房）

犯罪被害者等基本法が成立！

犯罪被害者の権利や利益を保護

基本理念を明示し、犯罪被害者のための施策を総合的かつ計画的に推進

■ 犯罪被害者等基本法

【背景】

2004年12月1日、犯罪被害者等基本法が成立した。近時、犯罪被害者・その家族・遺族に対しては、犯罪被害者等保護2法の成立、犯罪被害者等給付金支給法の対象の拡大など、制度としての拡充が行われてきた。内閣に関係官庁連絡会議が設置されたものの、なお国や地方自治体の責任には根拠法規がなく、支援団体の活動の財政的裏付けが存在せず、その保護政策の拡充は一部のボランティアによっていた実情にあった。

【概要・課題】

犯罪被害者等基本法は、まず国や地方公共団体の責務を明記したものである。政府は犯罪被害者等のための施策を総合的に推進する基本計画を定め、閣議決定をしなければならない。そして、必要な法制上、財政上の措置を講ずることが定められた。

それでは、具体的な施策はどうなるのか。基本法は第2章で11条から23条にその施策を掲げる。ここで、弁護士・弁護士会の支援活動に関連するものは、相談・情報の提供、損害賠償請求の援助、給付金支給制度の拡充である。

当会は犯罪被害者支援センター、同委員会を中心にこれら支援活動を活発化させていかなければならない。基本法は関係団体と日本司法支援センターの連携協力を国・地方公共団体と並んで規定する。当会センターがこのなかでどのように位置づけられるかも今後の議論の対象である。

なお、基本法は刑事手続への参加の機会を拡充する施策についても言及する。この点は、会の内外ともにさらに議論がなされることが期待される。

(犯罪被害者支援委員会委員長 中根 洋一)